**最低制限価格の設定範囲の拡充について**

総務委員会資料

令和3年2月24日

総務部経理課

区では、過剰な競争を防ぎ、確実な履行を確保するため、平成２５年６月から工事請負契約に係る競争入札において最低制限価格を設定している。

このたび、より確実な履行を確保し、区が発注した工事の現場で働く労働者の雇用環境を安定的なものとするため、最低制限価格の設定範囲の拡充を行う。

**１．対象となる契約**

（現　行）区が発注する予定価格が１，０００万円以上の工事請負契約

（施工能力等審査型総合評価方式により落札者を決定する工事を除く）

　　　　　　↓

（拡充後）区が発注する予定価格が３００万円以上の工事請負契約

（施工能力等審査型総合評価方式により落札者を決定する工事を除く）

**２．対象となる工事件数（令和元年度実績）**

現　行：２１７件（予定価格１，０００万円以上の工事請負契約）

拡充分：１９４件（予定価格３００万円以上の工事請負契約）

（内訳）建築・土木工事　　　　　６６件

機械設備・電気工事　　１２８件

**３．最低制限価格の範囲および算定方法**

予定価格の１０分の７．５（７５%）から１０分の９．２（９２％）までの範囲内において、国の算定モデルに準拠し、当該契約ごとに契約担当者が定める。

**４．適用時期**

令和３年４月１日以降の入札公告または指名通知に係る契約から適用する。

**５．周知方法等**

（１）予定価格１，０００万円以上の工事請負契約　入札公告に記載

（２）予定価格３００万円以上の工事請負契約　　　指名通知書に記載

（３）区ホームページへの掲載ほか、事業者団体等に周知する。